



福岡県議会議員 (福岡市早良区)

後藤香織 県議会報告



- 福岡県議会 9月定例会報告、代表質問 等 ①
- 誰一人取り残さない社会の実現へ! ②
- 一般質問/妊産婦に寄り添う支援の推進について ②③
- 一般質問/投票率向上について、活動報告 等 ④

後藤香織 県政事務所

〒814-0022 福岡市早良区原3丁目17-38 五十三萬石ビル 2F TEL 092-832-6807 FAX 092-832-6808  
E-mail rikken.gotokaori@gmail.com Homepage https://www.gotokaori.com

投票率向上について

後藤 6月に「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」いわゆる「特例郵便等投票法」が公布・施行され、宿泊療養者、自宅待機者等も投票することが可能となった。宿泊療養施設や自宅待機者等の方は、どのように投票することができるのか、その手続きにおいて、県はどういった支援するのか問う。

選挙管理委員会事務局  
○県選管が管理執行する選挙では、宿泊療養者が速やかに投票用紙を請求できるよう、各施設に投票用紙請求書や送付用封筒等の諸物資を配備し、請求・投票手続きを事務従事者が取りまとめて行う。  
○宿泊療養者・自宅待機者等は、郵便局以外の宅配便業者を利用して、投票用紙等の交付手続を行うことが可能。

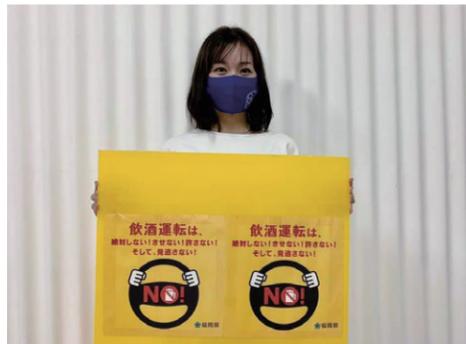


全文はコチラ ➡



https://www.gotokaori.com/2021/09/22/  
2021年9月定例会-一般質問-投票率向上の取組について/

活動報告



8/25 飲酒運転撲滅の日 毎年啓発活動しています



10/11 フラワーデモ福岡に参加しました



11/2 福岡県女性議員ネットワークの役員で大曲副知事を表敬訪問しました



11/6 早良区四箇田団地に地域の文化拠点・憩いの場として「早良南地域交流センター・ともてらす早良」が開館しました

新型コロナウイルス感染症に関するお悩み、支援に関するお問い合わせなどお気軽にお問合せください。

ごとうかおり プロフィール

1979年 大分県日田市生まれ  
1998年 大分県立日田高校 卒業  
2002年 愛知教育大学 教育学部 卒業  
2014年 ふくおか女性いきいき塾 3期生  
2018年 女性のための政治スクール 修了  
2019年 福岡県議会議員 初当選  
南庄在住 夫と子ども3人の5人家族

役職

- ワンヘルス・地方分権調査特別委員会 副委員長
- 県民生活商工委員会 委員
- 福岡県文化議員連盟 幹事
- オイスカ国際活動促進福岡県議員連盟 理事
- ふくおか県民文化祭実行委員
- 福岡県女性議員ネットワーク 副会長
- 西区野球連盟 顧問



ポスター・立て看板  
設置してくれる方、  
ボランティア募集中

福岡県議会 9月定例会報告

2021年(令和3年)9月議会定例会は、9月10日から10月14日までの35日間の会期で開催されました。上程された議案は、補正予算議案4件、決算議案20件、条例議案10件、専決処分3件など合計55議案。条例議案は、福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例などで、専決処分3件の内容は新型コロナウイルス感染症の拡大局面における一般会計補正予算でした。また、決算議案20件の内訳は令和2年度福岡県一般会計決算1件のほか特別会計及び企業会計など19件となっています。開会日には、新型コロナウイルス対策に関する補正予算1議案が可決され、その後日程に従い9月16日から代表質問、一般質問、常任委員会が行われ、9月30日の本会議で提出議案のうち決算議案を除く33議案の採決が行わ

れ、いずれも可決。決算議案については10月1日からの決算特別委員会で議案審査を経て、定例会最終日の10月14日に採決が行われ、いずれの議案も可決されました。

今議会では、補正予算総額は約1,390億円となりました。服部県政になり、すでに14回もの補正予算が出されています。いずれもコロナ対策、災害対策など、欠かすことのできないものですが、国からの交付金に頼っています。日本の財政の現状については「タイタニック号が氷山に向かって突進しているようなものだ」と例え、批判されています。だからこそ、しっかりと使い道を考えなければなりません。これからは県議会議員としてチェック機能を果たしていきます。

代表質問

- 1 県政推進の基本姿勢について
  - ①次期総合計画と財政問題について
  - ②頻発する災害への対応について
  - ③新型コロナウイルス対策について
- 2 バス送迎を行う保育施設での子どもの安全について
- 3 ジェンダー平等について
- 4 教育機会確保法に基づく不登校児童生徒の支援拡充について
- 5 九州北部豪雨からの復興とまちの再生について

衆議院議員選挙の結果を受けて

2021年10月31日投開票の衆議院議員総選挙において、福岡3区では、立憲民主党・山内康一さんは残念ながら議席を守ることができませんでした。また、立憲民主党は公示前の110から14議席減の96議席となりました。一方で、今回は11選挙区全てを自民党が占めていた福岡県の小選挙区では、今回は、立憲民主党が2議席、無所属が1議席、2009年以来となる野党の勝利となりました。福岡県の投票率は過去2番目に低い結果となりました。この国民の皆さんの選択の結果を真摯に受け止め、福岡から政治の景色を変え、日本の、そして子どもたちの未来が明るいものになるよう、これからも地道に頑張ってまいります。

11/2小川 洋前福岡県知事、ご逝去

小川 洋 前福岡県知事が、11月2日、逝去されました。小川前知事は私の選挙区、早良区のご出身。議員になってからは、2年間でしたが、様々にお声かけをいただきました。小川前知事が辞職するまで、豪雨やコロナなど、未曾有の事態が福岡県を襲いました。そんな難しい事態でも真摯に県政に向き合う姿勢と政治の厳しさを教えていただきました。志半ばで辞任され、心残りがたくさんあったのではないかと思います。小川前知事の病名をお聞きした際に、何とか元気にまたお会いしたいと思っておりましたが、大変残念です。心からお悔やみ申し上げます。2年間、ありがとうございました。

# 誰一人取り残さない社会の実現へ！

## 福岡県が「パートナーシップ宣誓制度」導入



これまで、私たちの会派が何度も県に要望してきた、性的マイノリティーのカップルを公的に認定する「パートナーシップ宣誓制度」が導入に向けて検討を進めていくことになりました。県は現在、制度をどう活用できるか市町村にも調査を進めており、今後は、先進自治体の事例も参考にしながら導入に向けて進めたいとのことです。今後もジェンダー平等をはじめ、誰一人取り残さない社会の実現へ精進して参ります。



## 不登校児童生徒に多様な学びの機会を

### 福岡県内の小中学校の不登校児童生徒の現状

福岡県内の小中学校の不登校児童生徒数

2019年度	8,595人
2018年度	7,215人
2017年度	5,476人

福岡県内の小中学校の不登校児童生徒は年々増加

- 1,000人あたりの不登校児童生徒の数は21.2人  
全国平均 18.8人より多い傾向
- 全国と比較して、学校外(フリースクールなど)で支援を受けている割合が低く、また、支援を学校の内外どちらからも受けていない不登校児童生徒が2~3割もいる

### 【これまでの取組】

- 公的な機関では教育支援センター、民間ではフリースクールなどが、学校外での学ぶ場を提供
- 福岡県立大学「不登校・ひきこもりサポートセンター」で、将来の社会的自立を目標にした専門的な支援を行う。
- フリースクールには、全国で先駆け、平成19年度から経費の一部を助成
- 今年度から、社会的自立や不登校の未然防止に向けた自治体のモデル校やフリースクールなどの関係者で「ネットワーク会議」を設置

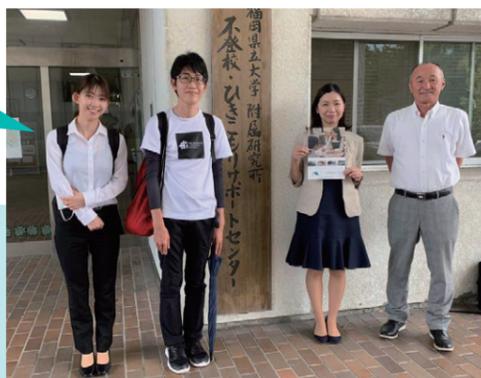
これでは不十分！

### 教育機会確保法に基づき、不登校児童生徒の学びの場を確保するための関係機関との連携を強化すべき！

今後は、フリースクールなど不登校児童生徒の支援などを行っている団体などと、それぞれが抱えている問題点、うまくいった対応策など、情報を分析・整理し、不登校児童生徒に対する今後の取組に生かすよう要望しました。全ての子どもたちに多様な学びの機会が保証され、安心して教育が受けられる環境づくりにこれからも取り組んでまいります。

政治を身近に感じてもらうため、毎年大学生をインターン生として受け入れています！

インターンの大学生たちと、福岡県立大学の「不登校・ひきこもりサポートセンター」の見学や、「NPO法人みんなの学び館」の代表・福永千恵美さんと勉強会を行いました。



### 一般質問

#### 妊産婦に寄り添う支援の推進について

**後藤** 新型コロナウイルス感染症に不安を抱く妊婦に対する県の支援の現状は？

- 知事**
- 保健所で保健師等による電話相談
  - 県の新型コロナのポータルページでの情報提供
  - 希望される妊婦の方を対象に、かかりつけの産科医療機関等で分娩前のPCR等検査を昨年11月から7月までに2,747件実施。
  - 妊婦の方及び同居している方に対して新型コロナワクチンの優先接種を県内9カ所の会場において実施

**後藤** 新型コロナウイルス感染症に不安を抱く妊娠中の女性労働者に対する支援を問う。妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮を推進するために、有給の休暇制度を設けて取得させた事業主への助成制度「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」も創設された。妊娠中の女性労働者およびそのお腹の赤ちゃんの健康を守るため、必要な方がしっかりと制度を活用できる環境が必要だが、その利用実績とさらなる利用促進の取組は？

**知事** 県内事業主への助成実績は、昨年度186件、今年度116件、累計302件。今後は、県医師会や県看護協会等に対し、会員への休暇制度の周知を働きかけ、妊娠中の女性労働者にも同制度の情報を届けられるよう努める。加えて、県のSNS等を活用しながら、広く一般の県民の方々に対して、直接、休暇制度の情報が届くよう発信していく。

後藤の一般質問終了後、医師会に通知され、県内253の産婦人科にチラシが配布されました。

その他、産前・産後ケア事業の充実、不育症の方々へのグリーフケアへのさらなる取組についても聞きました。コロナの影響で、妊産婦をはじめ、多くの子どもたち、子育て世代もより厳しい状況に置かれています。妊産婦をはじめとし、妊娠期から子育て期までを切れ目なく支援する事業の、より一層の推進を要望しました。これからも子育て世代のみなさんの想いに応えてまいります。

全文はコチラ



<https://www.gotokaori.com/2021/09/22/2021年9月定例会一般質問-妊産婦に寄り添う支援の推進について/>

### 妊娠中の女性労働者のみなさんへ

#### 「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」

事業主は国から助成金がもらえて、妊婦は年次有給休暇とは別に有給休暇がもらえる制度。併用可能な制度です。詳しくは会社の人事担当にお尋ね下さい。

#### 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金 (6割以上の賃金が出る有休×5日以上)

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。

##### 助成金の対象

- ①~④全ての条件を満たす事業主が対象です。
- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備し、
  - ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、
  - ③ 令和3年4月1日から令和4年1月31日までの間に、当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主
  - ④ ただし、この助成金の申請までに、対象となる事業場において令和2年度の「両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)」や令和2年度の「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」を受給していないこと。
- ※雇用保険被保険者でない方も対象です。

##### 助成内容

1事業場につき1回限り 15万円

##### 申請期間

対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計5日に達した日の翌日から令和4年2月28日まで  
※事業場単位ごとの申請です。

#### 両立支援等助成金 (6割以上の賃金が出る有休×20日以上)

※このリーフレットは、令和3年度に取得した対象労働者の有給休暇分(令和3年4月1日~令和4年1月31日)を申請する場合の要件を記載したものです。令和2年度の取得分(令和3年3月31日までの分)を申請する場合は、令和2年度版リーフレットをご参照ください。

##### 助成金の対象

- 令和2年5月7日から令和4年1月31日までの期間で、①~③全ての条件を満たした事業主が対象です。
- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備し、
  - ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、
  - ③ 当該休暇を合計して20日以上取得させた事業主

##### 助成内容

対象労働者1人当たり 28.5万円 ※1事業所あたり5人まで

##### 申請期間

対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から令和4年2月28日まで  
※事業所単位ごとの申請です。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

支給要件の詳細は具体的な手続き、支給申請書のダウンロードはこちらから  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11686.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html)

■お問い合わせ・相談窓口 (受付時間 午前8時30分~午後5時15分 ※土日祝日・年末年始を除く)  
都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)に設置の  
この助成金と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口まで